

## 安全確保対策の必要度の高い再生医療等と研究の自由について

## 1 検討

## (1) 憲法学の文献

## ①「憲法」佐藤幸治（元京都大学教授）より引用

学問研究活動は、内心領域にとどまる限り、思想・良心の自由の場合と同様、その保障は絶対的である。学問研究の方法・手段において、他人の生命・身体などの法益を侵害してはならないという制約をうけることはもちろんである。

## ②「憲法」芦部信喜（元東京大学教授）より引用

憲法二三条は、まず第一に、国家権力が、学問研究、学説内容などの学問的活動とその成果について、それを弾圧し、あるいは禁止することは許されないことを意味する。とくに学問研究は、ことの性質上外部からの権力・権威によって干渉されるべき問題ではなく、自由な立場での研究が要請される。時の政府の政策に適合しないからといって、戦前の天皇機関説事件の場合のように、学問研究への政府の干渉は全体に許されてはならない。「学問研究を使命とする人や施設による研究は、真理探究のためのものであるとの推定が働く」と解すべきであろう\*。

**\*先端科学技術と研究の自由**

もともと、近年における先端科学技術の研究がもたらす重大な脅威・危険（たとえば、遺伝子の組み換え実験などの遺伝子技術や体外受精・臓器移植などの医療技術の研究の進展による生命・健康に対する危害など、人間の尊厳を根底からゆるがす問題）に対処するためには、今までのように、研究の自由を思想の自由と同質のものという側面だけで捉えることがきわめて難しくなってきた。そこで、研究者や研究機関の自制に委ねるだけでは足りず、研究の自由と対立する人権もしくは重要な法的利益（プライバシーの権利や生命・健康に対する権利など）を保護するのに不可欠な、必要最小限度の規律を法律によって課すことも、許されるのではないか、という意見が有力になっている。

## (2) 他の立法例

- ヒトに関するクローン技術等の規制に関する法律では、人クローン胚等の特定胚の作成について、文部科学大臣への届出を義務付けるとともに、届出後 60 日以内は実施してはならないこととされ、その間に文部科学大臣は届出に係る特定胚の作成が指針に適合するものかどうか確認し、適合しない場

合は、計画の変更、廃止その他必要な措置を命ずる仕組みが設けられている。

※ 人クローン規制法制定時においては、研究の自由との関係について、以下のように整理されている。

- ・ 人クローン胚等の特定胚については、その取扱いにいかんによっては人クローン個体が産生する可能性があることから、研究の自由もそれが無制限でない以上一定の制限を受けることはやむを得ないものと考えられる。
- ・ 特定胚の所在を国が把握し、指針に規定する要件に基づいて研究が行われていることを確認するためには、届出制を設け、一定期間届出にかかる内容の実施を制限するなどの措置を定めていることは、特定胚取り扱う研究を行うという事情に鑑みれば必要な制限であり、研究に対して個別の許可を行う場合に比べて研究の自由の侵害は受忍できるものと考えられる。

### 3 対応

- 研究の自由についてもそれが無制限に認められるものではなく、生命・健康を守るために一定の制限を法律によって課すことは可能と考えられる。
- 実際の立法例として、クローン規制法においても、上記のようなケースについては、事前に文部科学大臣が審査をする仕組みが設けられている。
- 第一種再生医療等については、人体への影響が未知又は重大な影響があり得るなど特に注意を要するものであり、これについて安全性の確保等がなされているかを、クローン規制法のように事前に厚生労働大臣が確認する仕組みとすることは、人の生命や健康を守る観点から研究の自由に対する必要最小限度の規制として許容されるものと考えられる。
- なお、厚生労働大臣の判断が恣意的なものとならないためにも、厚生労働大臣の確認に際し、厚生科学審議会の意見を聴くことは有益と考えられる。